

# 議案に対する質疑

## 各会派の代表者が市長の提出議案に対して、質疑しました。主な内容は次のとおりです。

### 政友会 針貝 和幸

○議案第2号  
医療費助成の対象に精神障害者保健福祉手帳1級の所持者が追加される理由と、この改正による影響額を伺います。

○重度心身障がい者(児)の医療費助成制度は、医療費の助成を通じて重度障がい者の自立を支援するものであり、千葉県の重度心身障害者(児)医療給付改善事業に基づき実施しています。これまで精神障がいの方は対象外でありましたが、県において身体障がい、知的障がい、精神障がいの3障がい平等の観点から、対象とする障がいの程度や医療の範囲など具体的な内容や実施時期について市町村と協議を行い、おおむね市町村の合意が得られたことから、精神障がい者への対象拡大につ

いて県の方針が示されました。これを受けて、本市においても、精神障がいの方へも他の障がい者と同様の助成を行うことが重要であると判断し、精神障害者保健福祉手帳1級の所持者を追加しようとするものです。なお、県において検討を進めていく中で、関係団体や本市も含めた市町村議会から対象者拡大に対する多くの要望や意見が寄せられたと聞いています。

次に、改正による影響額ですが、すでに精神障がい者を対象に制度を実施している市の一人当たりの年間平均助成額と新たに受給者となる推計人数116人をもとに算出し、約1千331万円の増額を見込んでいます。なお、増額分のうち2分の1については、県の補助金が交付されます。

### 公明党 富田 信恵

○議案第4号  
生産緑地法の改正理由について伺います。

○生産緑地法は市街化区域の指定の土地に対して農作物を生産することを義務づけた法律ですが、国では都市農地には防災や環境保全においても役立つなど多くの機能があるとされています。本来、生産緑地法は、自治体が土地を買い取るか農地として利用する人にあつせんする仕組みで、それができない場合において

緑地区の一律500平方メートル以上の面積要件を市が条例を定めることで300平方メートル以上まで引き下げる制度や、生産緑地地区に設置可能な建築物として農産物等の直売場や加工施設、農家レストランの追加、さらには生産緑地の指定から30年経過後においても、10年間延長の生産緑地として指定できる特定生産緑地制度による生産緑地法の一部改正を行ったものです。

○議案第5号  
自転車通行帯を本市に設置することでのような効果があるか伺います。また、本市における今後の自転車通行帯に関する具体的な計画について伺います。

○まず、設置の効果についてですが、用地確保の観点などから自転車道の整備が困難である道路においても、自転車通行帯が規定されたことで自転車通行空間の整備の促進が図られるものと考えます。

次に、自転車通行帯の整備予定についてですが、平成30年度に策定した鎌ヶ谷市自転車ネットワーク計画に基づき整備を行うことになっております。この計画の中で自転車通行帯を整備する道路として位置付けている道路は、国道や県道、都市計画道路などの幹線道路としています。

### 立憲民主党 河内 一朗

○議案第8号  
市営住宅への入居の際に必要な連帯保証人を廃止した場合の対応について伺います。

○現在市では入居の際に連帯保証人を求めています。この主な目的は滞納の抑止と滞納債務の解消などで、連帯保証人を廃止した場合、滞納に対する抑止効果が低下し、結果として滞納が増えることが懸念されます。この課題への対策ですが、連帯保証人は入居者の実質的な緊急連絡先としての役割もありますので、連帯保証人を廃止した場合でも緊急連絡先の提出は求める予定です。これまで市では家賃債務を連帯保証人に直接請

### 日本共産党 佐竹 知之

○議案第8号  
市営住宅への入居の際に必要な連帯保証人を廃止した場合の対応について伺います。

○現在市では入居の際に連帯保証人を求めています。この主な目的は滞納の抑止と滞納債務の解消などで、連帯保証人を廃止した場合、滞納に対する抑止効果が低下し、結果として滞納が増えることが懸念されます。この課題への対策ですが、連帯保証人は入居者の実質的な緊急連絡先としての役割もありますので、連帯保証人を廃止した場合でも緊急連絡先の提出は求める予定です。これまで市では家賃債務を連帯保証人に直接請

求した事例はなく、また緊急連絡先は家族、その他密接な関係の人となる可能性が高いため、滞納の初期段階で緊急連絡先への連絡を示唆する、滞納の事情によっては緊急連絡先等の相談を誘導する、夜間にも臨戸訪問するなどして早期に解消するよう努めていきます。

○市内の法人数はほぼ横ばいで推移しているものの、税制改正により法人市民税法人税の税率が12.1%から8.4%に引き下げられた影響が主な要因です。

## 予算審査特別委員会

令和2年度鎌ヶ谷市一般会計、3特別会計及び1公営企業会計予算について審査を行いました。

一般会計についての主な審査内容は次のとおりです。

○今回の予算案は、後期基本計画及び現行総合基本計画の最終年度の予算案となりませんが、どこに重点を置いた予算案か伺います。

○令和2年度当初予算は、「子どもからお年寄りまでずっと笑顔でいられる街」を実現するため、「未来に向けてさらなる発展につなげる街づくり」、「すべての市民が暮らしやすさを実感できる街づくり」、「産業が盛んで文化・スポーツ・緑を楽しめる街づくり」に重点化を図った予算であり、特に、昨年の台風被害等を踏まえた治水対策の強化、災害対策本部を設置することとなる市庁舎の非常用発電機の改修や、避難所における新たな防災対策用品の配備などの災害対策の実施、(仮称)東部地区児童センター設置事業や、小中学校体育館等への大型扇風機の配置などといった、子育て世代の支援を中心とした人口流入策を実施することで、魅力あるまちづくりへの事業展開を推進するものとしました。

### (総括)

○その背景としては、地方課税の偏在是正のために、地方税である法人住民税法人税の税率を引き下げて、その分、国税である地方方法人税の税率を引き上げ、その税収を交付税の原資にしようとすることがあげられます。

○ふれあい収集事業の概要と対象件数の見込み及び利用に至るまでの過程について伺います。

○ふれあい収集事業は、自らゴミを出すことが困難で、かつ、ほかの方から支援を得ることができない高齢者や障がいのある方に対し、ゴミ出しの支援を行いながら安否確認も行う事業で、対象件数については、先進事例などから約200件を見込んでいます。

○利用に至るまでの過程としては、希望者本人もしくは代理人からの申請を受け、面談や現地確認等により要件審査を行い、利用の可否を決定します。

### (歳入)

○法人市民税が減額となつた要因とその背景について伺います。

○市内の法人数はほぼ横ばいで推移しているものの、税制改正により法人市民税法人税の税率が12.1%から8.4%に引き下げられた影響が主な要因です。



委員長	大野 幸一
副委員長	泉 川 洋二
委員	後 関 俊一
委員	葛 山 繁隆
委員	松 原 美子
委員	鈴 木 哲也
委員	矢 崎 悟
委員	河 内 一朗
委員	芝 田 裕美

令和2年3月会議の審議結果一覧			
議案番号等	件 名	審議結果	
議案第1号	鎌ヶ谷市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全会一致
議案第2号	鎌ヶ谷市重度心身障がい者(児)医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全会一致
議案第3号	鎌ヶ谷市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全会一致
議案第4号	鎌ヶ谷市生産緑地地区の区域の規模に関する条例の制定について	原案可決	全会一致
議案第5号	鎌ヶ谷市道路の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全会一致
議案第6号	鎌ヶ谷市道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全会一致
議案第7号	鎌ヶ谷市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全会一致
議案第8号	鎌ヶ谷市市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全会一致
議案第9号	令和元年度鎌ヶ谷市一般会計補正予算(第6号)	原案可決	全会一致
議案第10号	令和元年度鎌ヶ谷市介護保険特別会計補正予算(第2号)	原案可決	全会一致
議案第11号	令和元年度鎌ヶ谷市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)	原案可決	全会一致

\*審議の詳細な内容については、6月上旬に市議会ホームページに掲載される会議録をご覧ください。

(お知らせ) 次の定例会議号は、8月15日(土)発行予定です。